



島根県報

平成21年3月24日（火）

号外第36号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

（林 業 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

- (1) 認定農商工等連携事業に林業・木材産業改善措置を支援するための措置が含まれている場合において、当該措置を行う認定中小企業者を林業・木材産業改善資金の貸付対象者に加えることとした。（第3条関係）
- (2) 次の表の区分欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間を定めることとした。（第6条関係）

区 分	償還期間	据置期間
認定農商工等連携事業を実施するのに必要な資金	12年以内	5年以内
認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造者の需要に適確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置等を実施するのに必要な資金	12年以内	3年以内

- (3) 様式に添付すべき書類を追加することとした。（様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (5) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項の認定中小企業者（前各号に掲げる者が実施する林業・木材産業改善措置を支援するため当該認定中小企業者又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号ロに掲げる措置を行う場合に限る。以下「認定中小企業者」という。）

第6条を次のように改める。

（貸付金の利率、償還期間等）

第6条 貸付金は無利子とし、その貸付金の償還期間は10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が、当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が、当該認定に係る計画に従って同項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (3) 農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた者が、当該認定に係る同条第2項第2号ロの措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）

(4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が、同法第9条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

第7条第6項中「その経営」の次に「（申請者が認定中小企業者である場合は、その申請者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業を実施する林業従事者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）の経営）」を加える。

「2 「総事業費の計の各年度の合計」欄は、2(1)林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要金様式第1号中 額の欄の数値と一致させること。

3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加する等、様式を変更すること。」

「2 「総事業費の計の各年度の合計」欄は、2(1)林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要金額の欄の数値と一致させること。

3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加する等、様式を変更すること。

4 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。

を 5 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。 に改める。

6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。